

奈良県告示第二百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成三十年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
江里口 雅裕	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	腎臓内科（じ ん臓機能障害 ）	平成三十年 九月二十五 日
後岡 克典	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 〇番地	眼科（視覚障 害）	平成三十年 九月二十五 日